

自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について(新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年11月18日 <u>一部改正 平成29年 1月13日</u></p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによられたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">国自安第137号 国自旅第217号 国自貨第55号 国自整第161号 平成25年9月17日 一部改正 平成26年 1月24日 一部改正 平成28年11月18日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月2日)を踏まえ、下記のとおり自動車運送事業の監査方針を定めたので、平成25年10月1日以降は、これによられたい。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する監査については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策(平成28年6月3日)を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)に従って行うこととされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

1. 2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～⑯(略)

⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務(貨物自動車運送事業法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。)違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

4. ～7. (略)

附 則 (略)

附 則(平成29年1月13日 国自安第190号、国自旅第321号、国自貨第120号、国自整第287号)

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

1. 2. (略)

3. 監査対象事業者

特別監査及び一般監査は、次に掲げる事業者を対象とする。この場合、当該事故又は当該違反が社会的影響の大きいもの又は悪質なものである場合には特別監査を実施するものとし、それ以外の場合には一般監査を実施するものとする。

なお、一般監査を実施した事業者において、全般的な法令遵守状況を確認する必要があると認められた場合は、特別監査に切り替えるものとする。

①～⑯(略)

⑰ 貨物自動車運送事業者の輸送の安全確保義務(貨物自動車運送事業法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項に規定する輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をいう。以下同じ。)違反が認められた場合であって、当該違反への関与が疑われる元請事業者

4. ～7. (略)

附 則 (略)